

国分寺市介護老人保健施設すこやか入所利用約款

(約款の目的)

第1条 国分寺市介護老人保健施設すこやか（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助するとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の親族又は扶養する者（以下「親族等」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(利用者の範囲)

第2条 当施設は、治療を目的とした医療施設ならびに認知症対応施設ではないため、利用者は、病態が安定した方および軽度の認知症の方とします。

(適用期間)

第3条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出した日から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行なわれたときや、別に定めがある場合を除き、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第4条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額80万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、

第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第5条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第6条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立、要支援1又は要支援2と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者及び親族等が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第4条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第7条 利用者及び親族等は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書を毎月10日頃に発行します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を請求書発行月の翌月1日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書に所定の領収印を押印したものを発行します。

(記録)

第8条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえこれに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者(施設長)が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止)

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、高齢者虐待防止に関する指針を策定し、その発生を防止するための体制を整備します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 12 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 13 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は親族等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 14 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。又、備付けの用紙・管理者宛ての文書を施設内に設置する「ご意見箱」に投函して、申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 15 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。
 - 3 当施設は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又は身元引受人に当該保険の調査等の手続にご協力頂く場合があります。

(利用契約に定めのない事項)

第 16 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は親族等と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

国分寺市介護老人保健施設すこやかのご案内
(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 国分寺市介護老人保健施設すこやか
- ・開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- ・所在地 国分寺市泉町 2 丁目 3 番 8 号
- ・電 話 042-321-3531 ・ファックス 042-321-3591
- ・管理者名 小池 眞
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 1357080823 号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[国分寺市介護老人保健施設すこやかの運営方針]

- ①利用者が家庭で毎日を明るく安心して暮らせるよう、医学的管理のもとで医療的サービス、福祉的サービス及び理学療法等日常生活に根ざした機能回復訓練を提供し、その在宅復帰を支援する。
- ②共に生きていることを喜ぶ家庭的な雰囲気を大切にし、教育・啓発活動等を通じて家庭及び地域の高齢者ケア意識の向上を支援する。
- ③退所後の家庭での生活が快適に維持でき、介護者の負担を軽減し、高齢者が人として尊厳を持って生活できるよう、在宅介護を支援する。
- ④これらを実践するため、職員の自己研鑽と能力の向上を支援する。
- ⑤地域高齢者福祉の中心施設として役割を果たすべく、健全経営と人材の育成に努める。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
医 師 (施設長)	1 名		兼務
看護職員	6 名	4 名	
薬剤師		1 名	
介護職員	12 名	18 名	
支援相談員	2 名		
理学・作業療法士	4 名	1 名	兼務
言語聴覚士		1 名	
歯科衛生士		1 名	
管理栄養士	1 名	1 名	
介護支援専門員	2 名		支援相談員と兼務
事務職員	1 名以上		

その他	必要人数		
-----	------	--	--

夜間は、看護職員又は介護職員の3名以上が勤務する。

(4) 入所定員等

- ・定員 50名
- ・療養室 個室4室、2人室5室、4人室9室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画・予防短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂で次の時間帯におとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～9時00分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - おやつ 15時00分～15時15分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態等に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ レクリエーション
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス（原則月1回、外部業者が希望者に有料で実施します。）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

国分寺病院	国分寺市東恋ヶ窪 4-2-2	TEL 042-322-0123
国分寺内科中央病院	国分寺市東元町 2-3-19	TEL 042-322-0131
一橋病院	小平市学園西町 1-2-25	TEL 042-343-1311

・協力歯科医療機関

羽田歯科医院	国分寺市西恋ヶ窪 2-25-5	TEL 042-325-3484
--------	-----------------	------------------

・協力眼科医療機関

上杉眼科医院	国分寺市富士本 1-23-60	TEL 042-573-5557
--------	-----------------	------------------

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 諸規定の遵守
施設の諸規定を遵守し、職員の指導・指示に従って共同生活の秩序を守り、相互の和に努めてください。
また、身の回りの清潔、整理、整頓その他環境衛生の保持に努めてください。
施設の規律違反や、他の利用者に迷惑をかけたときには、退所していただくことがあります。
- ・ 面会
新型コロナウイルス等の感染症予防対策のため、面会の曜日及び時間等の制限をさせて頂く場合があります。
- ・ 医療機関での受診
施設入所期間中に他の医療機関（歯科を除く）を受診することは、施設から依頼する場合を除き、原則として出来ません。
- ・ 外出・外泊
新型コロナウイルス等の感染症予防対策のため、外出・外泊の制限をさせて頂く場合があります。
- ・ 飲酒・喫煙
施設内では禁酒・禁煙とさせていただきます。
- ・ 設備・備品の利用
施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により損害が発生したときには、弁償していただくことがあります。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
多額の現金、有価証券、貴重品の施設への持ち込みはご遠慮願います。
施設内での盗難、紛失等の責任は負いかねますのでご了承願います。
- ・ 洗濯
ご利用者、ご家族にお願いしております。
施設内のカード式ランドリーや、外部業者も有料で利用出来ます。
- ・ ペットの持ち込み
衛生管理上、ペットの持込は出来ません。

5. 非常災害対策

- ・ 非常時の対応 一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会消防計画による
- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知装置等
- ・ 防災訓練 年2回行います
- ・ 防火責任者 総務課長

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して施設生活を送っていただくため、次の行為は禁止します。

- ・ 宗教や習慣の違いで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ・ 喧嘩、口論、泥酔、騒音等で他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ・ 施設内で火気を扱うこと。
- ・ 金銭又は物品の頼み事をする事。
- ・ 金銭又は物品で賭け事をする事。
- ・ 施設内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ・ 施設内に貴金属、有価証券、現金を持参すること。
- ・ 刃物・マッチ・ライター等危険な品を無断で持参すること。
- ・ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動その他施設長が指示した事。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 042-321-3531)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

外部苦情受付窓口

- ・ 国分寺市 福祉保健部 高齢福祉課
電話 042-325-0111
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 苦情受付窓口
電話 03-6238-0177

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2>

介護保健施設サービスについて（令和 6 年 4 月 1 日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・親族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

（1）基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度と、入所する部屋により利用料金が異なります。以下は 1 日あたりの介護報酬です。）

自己負担額は介護報酬の 1 割または 2 割または 3 割です。

個室利用の場合（当施設の個室は、従来型個室に該当します）

介護度	1 割負担の方(円)	2 割負担の方(円)	3 割負担の方(円)
要介護 1	766	1, 532	2, 298
要介護 2	815	1, 630	2, 445
要介護 3	885	1, 769	2, 653
要介護 4	943	1, 886	2, 829
要介護 5	996	1, 991	2, 986

二人部室・四人部屋利用の場合（多床室）

介護度	1 割負担の方(円)	2 割負担の方(円)	3 割負担の方(円)
要介護 1	847	1, 694	2, 541
要介護 2	901	1, 801	2, 701
要介護 3	970	1, 940	2, 910
要介護 4	1, 027	2, 053	3, 079
要介護 5	1, 081	2, 162	3, 243

加算等

加 算 項 目	1 割負担 の方(円)	2 割負担 の方(円)	3 割負担 の方(円)
夜勤職員配置加算	26	52	77
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) (入所後 3 ヶ月以内)	276	551	827
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) (入所後 3 ヶ月以内)	214	428	641
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) (入所後 3 ヶ月以内)	257	513	769
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) (入所後 3 ヶ月以内)	129	257	385
若年性認知症利用者受入加算	129	257	385
外泊時費用(月 6 日を限度)	387	774	1,160
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	855	1,709	2,564
初期加算(Ⅰ)	64	128	192
初期加算(Ⅱ)	32	64	96
退所時栄養情報連携加算	75	150	225
再入所時栄養連携指導加算(1 回を限度)	214	428	641
入所前後訪問指導加算(Ⅰ) (1 回を限度)	481	962	1,442
入所前後訪問指導加算(Ⅱ) (1 回を限度)	513	1,026	1,538
試行的退所時指導加算 (1 回を限度)	428	855	1,282
退所時情報提供加算(Ⅰ) (1 回を限度)	534	1,068	1,602
退所時情報提供加算(Ⅱ) (1 回を限度)	267	534	801
入退所前連携加算(Ⅰ) (1 回を限度)	641	1,282	1,923
入退所前連携加算(Ⅱ) (1 回を限度)	428	855	1,282
訪問看護指示加算 (1 回を限度)	321	641	962
協力医療機関連携加算(1)(令和 6 年度まで)	107	214	321
協力医療機関連携加算(1)(令和 7 年度から)	54	107	161
協力医療機関連携加算(2)(令和 7 年度から)	6	11	16
栄養マネジメント強化加算	12	24	36
経口移行加算	30	60	90
経口維持加算(Ⅰ)	428	855	1,282
経口維持加算(Ⅱ)	107	214	321
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	97	193	289
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	118	235	353
療養食加算	7	13	20
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	150	299	449
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	75	150	225
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	257	513	769
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	107	214	321

在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	55	109	164
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	55	109	164
緊急時施設療養費 緊急時治療管理	554	1,107	1,660
緊急時施設療養費 特定治療	厚生労働省告示等による		
所定疾患施設療養費Ⅰ	256	511	766
所定疾患施設療養費Ⅱ	513	1,026	1,538
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4	7	10
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5	9	13
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	160	322	478
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	129	257	385
認知症行動・心理症状緊急対応加算	214	428	641
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	57	114	170
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	36	70	106
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4	7	10
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14	28	42
排せつ支援加算(Ⅰ)	11	22	32
排せつ支援加算(Ⅱ)	16	32	48
排せつ支援加算(Ⅲ)	22	43	64
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	256	511	766
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	513	1,026	1,538
自立支援促進加算	321	641	962
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	43	86	129
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	64	128	192
安全対策体制加算 (1回を限度)	22	43	64
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11	22	32
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	6	11	16
新興感染症等施設療養費	257	513	769
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	107	214	321
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11	22	32
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24	47	71
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20	39	58
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(令和6年5月31日まで)	合計単位数の1,000分の39		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(令和6年5月31日まで)	合計単位数の1,000分の21		
介護職員等ベースアップ等支援加算(令和6年5月31日まで)	合計単位数の1,000分の8		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(令和6年6月1日より)	合計単位数の1,000分の75		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(令和6年6月1日より)	合計単位数の1,000分の71		

(2) その他の料金

① 食費（1日当たり） 2, 100円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている食費の負担限度額が、1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・従来型個室 1, 640円

・二人部室、四人部室 600円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている居住費の負担限度額が、1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

③ 特別な室料（国分寺市の条例による1日当たりの料金・消費税込）

・個室 3, 300円

・二人室 1, 100円

④ 日用品費

・施設の用意するタオル類の利用を希望される場合は

バスタオル 1枚 85円

フェイスタオル 1枚 25円

ホットフェイスタオル 1枚 25円

ハンドタオル 1枚 14円を負担していただきます。

・施設の用意する日用品セットの利用を希望される場合は

Aセット 1日 81円

Bセット 1日 140円

Cセット 1日 145円

Dセット 1日 155円を負担していただきます。

⑤ 教養娯楽費 施設のクラブ活動に参加される時には、1回折り紙30円、水彩画60円、書道150円、絵手紙230円、フラワーアレンジメント410円を負担していただきます。

参加毎にではなく、購入のつど材料費を負担していただくクラブ活動（手芸150円、粘土細工490円、ちぎり絵920円、ペーパーフラワー150円）もあります。

⑥ 理美容代 外部業者に委託 費用実費

⑦ その他 利用者が選定する特別な費用等は、実費をいただきます。

(3) 支払い方法

・毎月10日頃、前月分利用料金の請求書を発行しますので、請求書発行日の翌月1日までにお支払いください。

・お支払い方法は、原則口座振替といたします。入所契約時に手続きをお願いします。ただし、やむを得ない事情のある場合はご相談ください。

振込先 多摩信用金庫 西国分寺支店 普通預金 口座番号0196695

口座名 一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会老健口

<別紙3>

個人情報の利用目的 (令和6年4月1日現在)

国分寺市介護老人保健施設すこやか では、利用者の尊厳を守り安全に配慮して、お預かりしている個人情報の利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔当法人内部での利用目的〕

- ・当法人が利用者等に提供する介護・介護予防等のサービス

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

国分寺市介護老人保健施設すこやか を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で利用することに同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所
氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所
氏 名

印

国分寺市介護老人保健施設すこやか
施 設 長 小 池 眞 殿

【本約款第 7 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(利用者との続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第 12 条 3 項緊急時及び第 13 条 3 項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(利用者との続柄)
・住 所	
・電話番号	